

龍ヶ崎市森林公園整備運営事業
評価基準書

令和5年8月

龍ヶ崎市

1	本評価基準書の目的	1
2	選定審査の手順	1
3	選定審査項目	3
4	選定審査方法	5
5	選定審査結果の公表	6

1 本評価基準書の目的

本評価基準書は、龍ヶ崎市（以下「本市」という。）が、民間のノウハウや資金等を活用した「龍ヶ崎市森林公園整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、設置等予定者を選定するための評価基準等を示したものである。

2 選定審査の手順

応募者から提出された「公募設置等指針（事業者募集に関する資料）に定める公募設置等計画に係る提案書等」（以下「提案書等」という。）に対し、以下のとおり一次審査、二次審査の2回に分けて行うものとする。

（1）一次審査

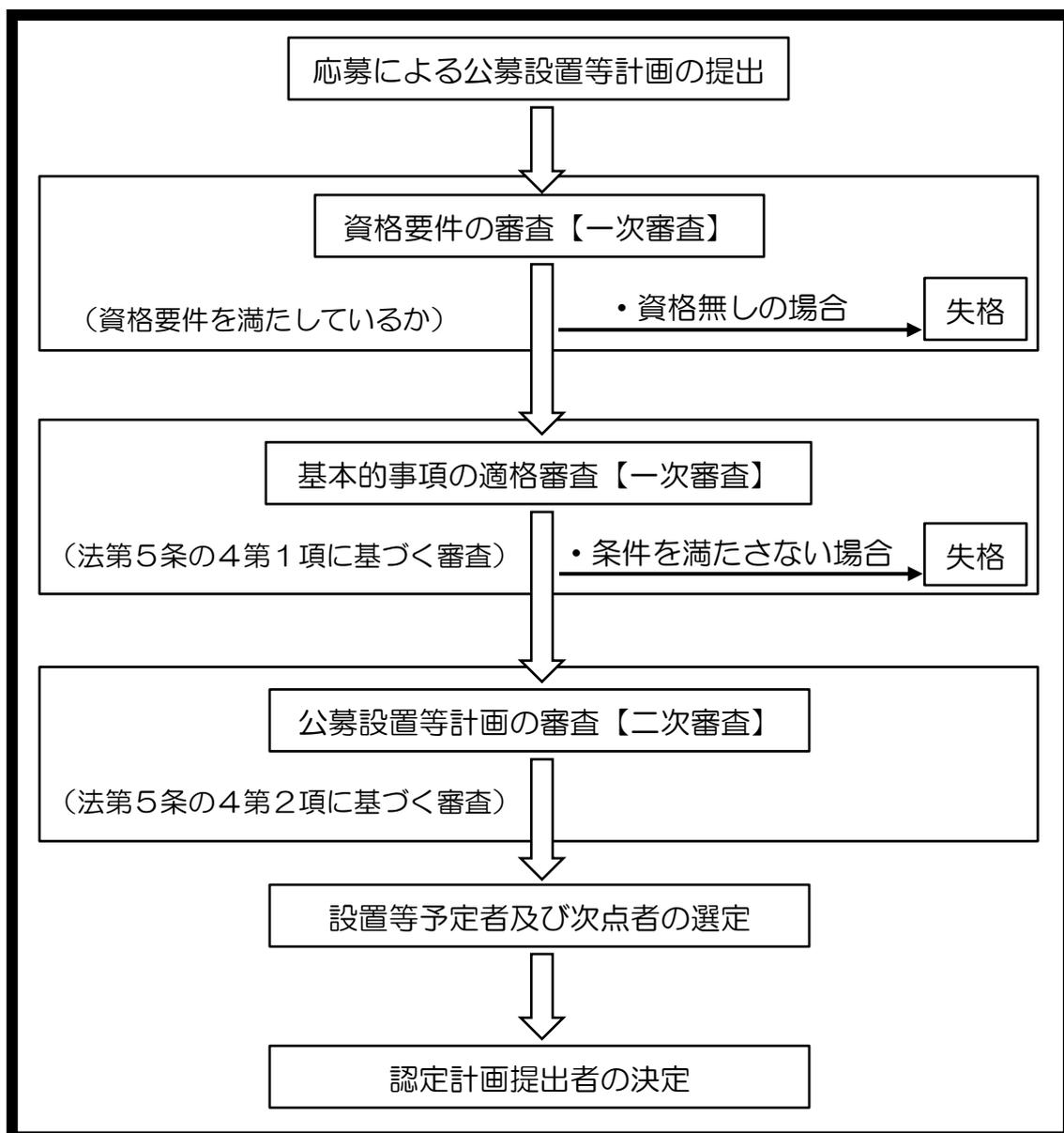
提出されたすべての提案書等について、①参加資格要件の確認及び、都市公園法（以下「法」という。）第5条の4第1項に基づき②法令遵守に関すること、③公募設置等指針に対し適切であるか等について審査を行う。

（2）二次審査

法第5条の4第2項に基づき、適合していると認められた全ての公募設置等計画について、審査（評価）を行う。

【審査手順】

認定計画提出者の認定審査の手順は、概ね以下に示すとおり行うものとする。



3 選定審査項目

(1) 資格要件の審査【一次審査】

審査項目に基づき、参加資格要件を満たしているか審査する。

【審査項目の内容】

公募設置等指針第1章の2(2)に示す応募者の参加資格要件の確認

(2) 基本的事項の適格審査【一次審査】

法第5条の4第1項に基づき、必須条件等の基本的な条件を満たしているか審査する。

【審査項目の内容】

- ①公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであることを確認する。
- ②公募対象公園施設が法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであることを確認する。
- ③当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれがある者がないことを確認する。

(3) 公募設置等計画の審査(評価)【二次審査】

法第5条の4第2項に基づき、必須条件等の基本的な条件を満たしているか審査(評価)する。

【審査(評価)項目の内容】

①全体計画

I. 実施方針

- i. 基本方針と基本コンセプトの実現が可能な提案となっているか評価する。
- ii. 利用者層のターゲットが適切に設定されているか評価する。

II. 実施体制及び事業スケジュール

- i. 事業を確実に遂行するための事業運営体制が提案されているか評価する。
- ii. 工程計画及び事業の進捗管理について、具体的かつ優れた提案がなされているか評価する。

III. 事業計画

- i. 投資計画に対し、適切かつ確実な資金計画が提案されているか評価する。
- ii. 持続可能かつ業務遂行に必要な経営基盤を有する事業収支計画が提案されているか評価する。

- iii. 事業継続におけるリスク要因を的確に把握し、具体的かつ優れたリスク対応策が提案されているか評価する。
- iv. プロジェクトマネジメントが具体的かつ優れた提案がなされているか評価する。

②個別計画

I. 公募対象公園施設の整備計画

- i. 事業コンセプトとの整合性が図られ、公園の魅力や集客力が向上する計画が提案されているか評価する。
- ii. 景観や周辺環境と調和がとれ、統一感のある整備計画が提案されているか評価する。

II. 公募対象公園施設の管理運営計画

- i. 公園利用者の利便性の向上が図られ、持続可能な管理運営計画が提案されているか評価する。
- ii. 適切な民間収益施設の内容が提案されているか評価する。

III. 特定公園施設の整備計画

(全体)

- i. 事業コンセプトとの整合が図られ、利便性が考慮した計画が提案されているか評価する。
- ii. 園内を一体的に利用が図れるよう、回遊動線のネットワークに配慮した計画が提案されているか評価する。

(キャンプ場)

- i. キャンプ場としての機能が充実しており、魅力や集客力が向上する計画が提案されているか評価する。
- ii. 多様なニーズに対応した施設配置計画が提案されているか評価する。

(アスレチック施設)

- i. 既存林を活用したアクティビティな施設であり、周辺環境と調和のとれた魅力や集客力が向上する計画が提案されているか評価する。
- ii. 安全基準等を遵守し、安全性に配慮した施設計画が提案されているか評価する。

(子どもの遊び場)

- i. 複数の子どもが同時に利用できる施設であり、魅力や集客力が向上する計画が提案されているか評価する。
- ii. 安全性に配慮した施設計画が提案されているか評価する。

(必須提案以外の新規施設等)

- i. 周辺環境や周辺施設と調和がとれ、公園全体の回遊性を高める施設計画が提案されているか評価する。
- ii. 公園の魅力度の向上や集客力が高まる施設計画が提案されているか評価する。

IV. 特定公園施設の管理運営計画

- i. 公園利用者の利便性の向上が図られ、持続可能な管理運営計画が提案されているか評価する。
- ii. 日常的な賑わいの創出に向けた利用促進策を実施できる計画が提案されているか評価する。

V. 既存公園施設の管理運営計画

- i. 公園利用者の利便性の向上が図られ、持続可能な管理運営計画が提案されているか評価する。
- ii. 利用しやすく、安全性に配慮した管理運営計画が提案されているか評価する。

③ 価額提案

I. 特定公園施設の建設市負担額

- i. 市が負担する特定公園施設の整備費用は、現実的で妥当な提案額か評価する。

II. 設置管理許可に基づく使用料

- i. 設置管理に基づく使用料（土地・建物）は、現実的で妥当な提案額であるか。

III. 収益施設の売上に伴う納付額

- i. 収益施設の売上に伴う納付額の提案額が有効かつ魅力的なものであるか評価する。

IV. ・既存公園施設の管理費

- i. 既存公園施設の管理費が現実的で妥当な提案額であるか評価する。

4 選定審査方法

(1) 資格要件の審査【一次審査】

公募設置等指針第1章の2(2)に示す要件を満たしていないときは失格とする。

(2) 基本的事項の適格審査【一次審査】

本評価基準書（以下「本書」という。）の3(2)に示す条件を満たしていないときは失格とする。

(3) 公募設置等計画の審査（評価）【二次審査】

公募設置等計画提案内容について、本書の3（3）に示す評価項目の各々の提案内容に応じ、以下に示す評価項目及び評点により審査（評価）する。

※ 事業応募者が1者の場合においても、本公募は成立するものとする。

5 選定審査結果の公表

選定審査結果については、すべての事業応募者に個別に通知するとともに、設置等予定者及び公募設置等計画の概要を本市ホームページで公表する。

評価項目	評価細目		評点	
全体計画	実施方針		20	60
	実施体制及びスケジュール		20	
	事業計画		20	
個別計画	公募対象公園施設	整備計画	20	40
		管理運営計画	20	
	特定公園施設	整備計画（全体）	20	120
		（キャンプ場）	20	
		（アスレチック施設）	20	
		（子どもの遊場）	20	
		（必須提案以外の新規施設等）	20	
	管理運営計画	20		
	既存公園施設	管理運営計画	20	20
価額提案	特定公園施設の建設市負担額		15	60
	設置管理許可に基づく使用料		15	
	収益施設の売上に伴う納付額		15	
	既存公園施設の管理費		15	
合計				300